

【消費生活の窓口から】

インターネット通信サービスの契約にご注意を！

～きちんと理解して契約していますか？～

2015年2月にNTTが光回線サービスの卸売を開始して以降、NTTとは別の事業者が、NTTから卸売を受けた光回線を自社の光回線として販売できるようになりました。また、光回線の販売とともに各社独自のオプションサービス（インターネット接続サービス等）もセットで提供できるようになりました（「光コラボレーション」「光コラボ」）。これに伴い、光コラボ事業者から消費者への勧誘が頻繁に行われるようになり、関連する消費者トラブルの相談が多く寄せられるようになりました。

〈事例1〉大手電話会社からの電話だと思い、契約プランの変更だと思って承諾したら、別会社との契約になっていた

ので解約したい。（60代 女性）

〈事例2〉「プロバイダ料金が安くなる」と電話があり、よくわからないが安くなるならと契約した。実際には安くな

らなかったで解約を希望したら、高額な違約金を請求された。（70代 男性）

【アドバイス】

◆光コラボはNTTとの契約ではなく、光コラボ事業者との契約であることを理解しましょう。

◆現在の契約内容を確認しておきましょう（どこと契約して、いくら払っていますか？）。

◆勧誘された事業者名やサービス名、連絡先等、光コラボの契約内容を確認しましょう。

◆現在の契約内容と光コラボの契約内容を比べた上で検討しましょう。

◆契約後にキャンセル・解約したいと思った場合は、すぐに光コラボ事業者に申し出ましょう。

◆トラブルになった場合や、不安に感じた場合は、消費生活相談窓口か消費者ホットライン（局番なしの188番^{いやや}）に相談しましょう。

※詳しくは、山形県ホームページ「[インターネット通信サービスの契約に注意！](#)」、「[同（啓発チラシ:PDF）](#)」、

国民生活センターホームページ「[光回線サービスの卸売に関する勧誘トラブルにご注意！](#)
[第2弾—安くなると言われても、すぐに契約しないようにしましょう—（PDF）](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3